

第45号 平成30年3月27日

新潟市中央農業委員会

新潟市江南区泉町3丁目4番5号
江南区役所内3階
ホームページ（新潟市）
<http://www.city.niigata.lg.jp/>

管理係 382 - 4964
農政振興係 382 - 4966
農地係 382 - 4974

新潟市

中央農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



【写真】ソラマメの植え付けの様子。 上：草刈りの様子。（耕作放棄地を手入れして活用中）



のうきょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介するのは、江南区所島の平倉昇さん(67)です。

平倉さんは、建設会社に勤めるサラリーマンでした。もともと器用ではありましたが、エンジニアだったこともあり、ものづくりは得意でした。50歳前後から興味を持った農業は趣味のひとつとなり、「退職したら産直に出荷して自給自足の生活がしたい」と夢を持って、野菜作りを楽しんでいました。

趣味のひとつだった野菜作りが「生きがい」へと変わった経緯とは…？

※ 6ページにも平倉さんと奥さんの洋子さんから伺ったお話の掲載があります。

農地を転用する場合には 農地法による手続きを!!



農地転用とは？

農地を農地以外にすることです。住宅や資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転用することです。なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用になります。

制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
4条	農地の権利(所有権等)者が農地を転用する場合	転用を行う者(農地の権利を有する者)	新潟市 各農業委員会	自ら行う農業のために、2アール未満の(権利を有する)農地を農業用施設に転用する場合等
5条	農地の権利(所有権等)を取得した者(転用事業者)が農地を転用する場合	現権利者(所有者等)と転用事業者		国、県等が転用する場合や、市町村等が土地収用対象事業のために転用する場合等(学校、病院等は除く)

市街化区域内的の農地転用

市街化区域内的の農地転用にあつては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可を要しないこととなっています。

農地転用許可の基準

市街地に近接した農地や生産力の低い農地から順次転用されるよう誘導するため、立地基準と一般基準により転用の可否が判断されます。

● 立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農振農用地区域内農地	農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地	原則不許可
甲種農地	農業公共投資後8年以内の農地・集団農地で高性能農業機械で営農が可能な農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等は許可
第1種農地	農業公共投資対象農地・生産力の高い農地・集団農地(10ha.以上)	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等は許可
第2種農地	農業公共投資の対象となっていない小集団の農地・市街地として発展の可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内的の農地 ・市街地にある農地	原則許可

● 一般基準

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・資力と信用があるか。 ・遅滞なく転用されるか。 ・周辺の営農条件に支障がないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか。 ・他法令による許認可が得られるか。 ・土砂の流失、崩壊等災害を発生させる心配がないか。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

● 一時転用

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・一時転用後、耕作されることが確実か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・所有権以外の権利設定か。 |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|

農地転用に関する各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.niigata.lg.jp/> から

農地法

で検索してください。

農地の実勢賃借料情報

中央農業委員会では、農地法第52条に基づき、昨年1年間の農地の実勢賃借料を収集・整理し、賃借料情報として公表しています。

これは、農地の賃貸借契約をするときの目安となるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したものです。

賃借料決定で困った場合などは、この実勢額を参考に貸し手・借り手で協議し決定してください。

平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料の水準（10aあたり）は以下のとおりとなっています。

【田の実勢価格】

地 域	実 勢 額			データ筆数
	平均額	最高額	最低額	
中央区・東区	16,500円	23,000円	13,000円	177
江南区	15,200円	22,000円	7,800円	3,914

【畑の実勢価格】

地 域	実 勢 額			データ筆数
	平均額	最高額	最低額	
市内全域	13,100円	20,000円	4,000円	541

(注)

- 金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※ 田・畑の平均額はデータ筆数により加重平均した値としています。
- 土地改良費は実勢額には含まれていません。
- 生産調整面積は考慮していません。
- ※ 土地改良費、生産調整面積とも貸し手・借り手の間で協議し決定して下さい。
- 畑については一般的な露地野菜を対象とした実勢額です。

平成30年1月
新潟市中央農業委員会

平成30年 農作業賃金・作業料金の参考額

本表は、平成29年中に各地域で実際の料金を農業委員が調査したものを基に設定した参考額です。参考額はあくまで目安となるものですので、実際の金額は圃場条件や作業の難易度等の実情を考慮するなど当事者間で協議のうえ決定して下さい。

	作業項目	単位	参考額(円)	条 件 等
農作業賃金	田作業(機械作業)	1日当たり	7,000	男女、賄いなし、1日8時間労働 《参考》 新潟県最低賃金(平成29年10月1日から) 時間額778円 1日当たり(8時間)6,224円
	田作業(手作業)	1日当たり	6,500	
	畑作業(屋外)	1日当たり	6,300	
	畑作業(屋内)	1日当たり	6,300	
	果樹作業	1日当たり	6,300	
	梨受粉	1日当たり	7,600	
	梨袋かけ	1日当たり	7,600	
	梨剪定	1日当たり	9,500	
	梨鉄線はり	1日当たり	9,500	
	梅もぎ	1日当たり	6,300	
	球根屋外作業	1日当たり	6,300	
機械作業料金	育苗のみ	1箱	530	種籾代含まず
			700	種籾代含む
	機械植	10a 当たり	6,000	植付のみ(10a未満及び不整形、軟弱田の場合割増)
			18,000	苗持参(10a未満及び不整形、軟弱田の場合割増)
	耕起	10a 当たり	5,500	10a未満及び不整形の場合割増
	代かき	10a 当たり	6,500	10a未満及び不整形の場合割増
	稲刈	10a 当たり	16,600	コンバイン刈り(悪条件の場合割増あり)
	籾乾燥調整	60kg 当たり	1,700	
	精米	60kg 当たり	700	
	畦ぬり	1m 当たり	40	
	ワラ収集作業	10a 当たり	5,000	田の状態が機械作業可能であること
	動力ミゾ切り	1m 当たり	10	
	肥料散布	10a 当たり	1,000	ブロードキャスター
肥料・農薬散布	10a 当たり	1,000	動力散布機	

- (注) 1. 上記の金額は消費税を抜いた金額です。(農作業賃金の消費税は課税対象外)
 2. 農地の不整形・軟弱田等で割増料金が発生する場合には、作業前に料金をお決め下さい。
 3. 参考額はあくまで目安となるものですので、実際の金額は圃場条件や作業の難易度等を考慮するなど当事者間で協議のうえ決定して下さい。



佐藤建弥委員
ご逝去

1年9か月にわたり農地利用最適化推進委員として本市の農業振興にご尽力されました佐藤建弥さん（茗荷谷）が1月13日にご逝去されました。
ここに深く哀悼の意を表すとともに、ご冥福をお祈りいたします。



虎澤栄三委員
農林水産大臣賞 受賞

3月2日、農林水産省にて「農林水産大臣賞」の伝達式が行われました。
この賞は、農地の集積・集約化に大いに貢献したとして、全国で3人の農地利用最適化推進委員が受賞し、虎澤委員はその中のひとりとして表彰されました。受賞後、「今日いただいた賞に恥じない活動をしたい」と感想を述べられました。

農地の相続税・贈与税の 納税猶予の適用を受けられる方へ

- 特例農地（納税猶予の適用を受けている農地）を譲渡・転用・貸付け、又は耕作放棄等をした場合は、**当該農地に対応する猶予税額に利子税を加え、納税しなければなりません。また、それらの面積が特例農地全体の面積の2割を超えた場合は、利子税を加え、猶予税額の全てを納付しなければなりません。**
- 特例農地につき、特定貸付（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）による貸付け）を行った場合は、**貸付けを行った日から2ヶ月以内に税務署長に届出書を提出した場合は、納税猶予が継続されます。**

忘れずに！

注意

平成21年12月14日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身農地利用」となります。



◎ 納税猶予の適用を受けている期間に、特例農地に移動等を計画している方は、事前に新潟税務署（☎：025-229-2151）に相談するようお願いします。

農業人のご紹介

平倉 昇さん(67)

(お話し: 洋子さん)

現在の経営状況

約10a(季節ごとに様々な野菜を約40種類栽培)

※取材した2月は、とう菜や春菊などの葉物野菜を栽培。

就農のきっかけ・日々のこと...

07年に脳梗塞を発症し、右半身麻痺と言語障害の重い後遺症が残りました。元氣だった時のようにすべてがうまくいかない...と、自宅に戻って悶々とする日々が続きました。そんな姿を見た友人の勧めと協力により、失効していた運転免許を再取得しました。そして、畑をやりたいという思いが日に日に募り、「リハビリのために」と農機具を障がい者仕様に改造し、一人でも野菜作りができるように準備しました。

作業は健常者の何倍もの時間を要し、天候に左右され栽培がうまくいかないことも多いですが、産直へ出荷するのが唯一の楽しみです。

せっかくやるならば売れるものを作りたいと思うようになり、休みには産直巡りをして、野菜の種類・価格・売れ筋などを見て、栽培計画の参考にしています。



今後の目標など

主人が障がい者になった時、私たちの人生は終わっただと思いました。

でも、家族や友人の支えもあり、

二度目の人生を楽しんで生きていくと決心しました。

毎日畑に通い頑張っている姿を見ていると、また野菜作りができるようになって良くなったと思います。今後、今の体力を維持し、長く楽しく野菜作りができるようサポートしていきたいと思っています。



※洋子さんが農作業の話をされると、「すごい」と笑顔で頷く平倉さん。「農作業がとにかく楽しい!!!」と笑顔です。

農地の貸借・売買等は農業委員会で

○農地法に基づく申請・届出締切日(4月~6月)

毎月、許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
4	9日(月)	6日(金)	5	11日(金)	7日(月)	6	11日(月)	5日(火)
		16日(月)			15日(火)			13日(水)
		24日(火)			23日(水)			21日(木)

※農地の貸借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

地域の風景を紹介します。



クイズなどで楽しく学べます。

(新潟市消防局)



訓練の様子も見えるかも!?



に加入しませんか?



を読みませんか?

※詳しくは、農業委員会事務局まで。